

平成22年第 3回伊仙町議会臨時会会議録
平成22年11月24日（水曜日） 午前10時00分開議

1. 議事日程（第 1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第12号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 4号）の専決処分の承認（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 4 議案第43号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 5 議案第44号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 6 議案第45号 伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 7 議案第46号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 8 議案第47号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第 9 議案第48号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 5号）（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第49号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 3号）（提案理由～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

| 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
|------|-------|------|--------|
| 1番 | 永田誠君 | 2番 | 福留達也君 |
| 3番 | 前徹志君 | 4番 | 佐藤隆志君 |
| 5番 | 明石秀雄君 | 6番 | 樺山一君 |
| 7番 | 永岡良一君 | 8番 | 清水喜玖男君 |
| 9番 | 伊藤一弘君 | 10番 | 杉並廣規君 |
| 11番 | 琉理人君 | 12番 | 上木勲君 |
| 13番 | 美島盛秀君 | 14番 | 常隆之君 |

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 栢山正二君 議会事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|--------|----------|-------|
| 町長 | 大久保明君 | 副町長 | 中野幸次君 |
| 総務課長 | 稲隆仁君 | 企画課長 | 牧徳久君 |
| 税務課長 | 池田俊博君 | 町民生活課長 | 鶴永宏造君 |
| 保健福祉課長 | 松田一郎君 | 経済課長 | 樺山誠君 |
| 建設課長 | 上木千恵造君 | 耕地課長 | 大山秀光君 |
| 環境課長 | 永島均君 | 水道課長 | 中熊俊也君 |
| 選管書記長 | 岩井哲之助君 | 農委事務局長 | 仲武美君 |
| 社会教育課長 | 當吉郎君 | 教委総務課長 | 窪田良治君 |
| ほーらい館長 | 四本延宏君 | 学給センター所長 | 吉見誠朗君 |
| 総務課補佐 | 田島輝久君 | | |

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから平成22年第 3回伊仙町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第 120条の規定によって、琉 理人君、上木 勲君、予備署名議員として美島盛秀君、永田 誠君を指名します。

△ 日程第 2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第 2、会期の決定について議題とします。

本臨時会は、会期を本日 1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1日と決定しました。

△ 日程第 3 承認第12号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 4号）の専決処分の承認

△ 日程第 4 議案第43号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第 5 議案第44号 伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第 6 議案第45号 伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第 7 議案第46号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

△ 日程第 8 議案第47号 伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定

△ 日程第 9 議案第48号 平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 5号）

△ 日程第10 議案第49号 平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 3号）

○議長（常 隆之君）

日程第 3、承認第12号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 4号）の専決処分の承認、日程第 4、議案第43号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第44号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第45号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第46号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8、議案第47号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定、

日程第 9、議案第48号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 5号）、日程第10、議案第49号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 3号）の 8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

ただいま議長からありましたように、平成22年第 3回伊仙町議会臨時会に提案いたしました、承認第12号から議案第49号までの 8件について、提案理由の説明をいたします。

承認第12号は、10月の豪雨による農林水産施設及び公共土木施設の災害が発生したため、緊急に予算措置をする必要が生じたので、地方自治法第 179条第 1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告して議会の承認を求めるものであります。

議案第43号から第46号の 4件につきましては、平成22年の人事院勧告に基づく条例改正について提案してあります。

議案第47号は、職員の不祥事による管理責任に伴う処分についての条例を制定いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

第48号は、平成22年度一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第 218条第 1項の規定により提案してあります。

第49号は、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第 218条第 1項の規定により提案してあります。

以上、今議会に提案してあります承認第12号から議案第49号までの 8件の提案理由を説明いたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明を行います。

承認第12号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 4号）の専決処分の承認について補足説明をいたします。

平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第 4号）は、既定の歳入歳出予算の総額48億 413万 3,000円に歳入歳出それぞれ 3,507万円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億 3,920万 3,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

総額歳入。

款 9、地方交付税、補正前の額28億 5,589万 7,000円に補正額 3,507万円を増額補正し、28億 9,0

96万7,000円とするものであります。

歳出についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳出の款10、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目1、農林水産施設災害査定費、補正前の額51万9,000円に1,786万1,000円を増額補正し、1,838万円とするものであります。

内訳につきましては、人夫賃金、普通旅費、需用費54万3,000円、委託料200万円、使用料及び賃借料、重機借り上げでございますけれども499万円、原材料費、農道補修維持補修材料費として565万円を計上してございます。

項の2、公共土木施設災害復旧費、目の1、公共土木施設災害査定費、47万4,000円に1,720万9,000円を増額補正し、1,768万3,000円とするものであります。

内訳といたしまして、人夫賃金が316万円、普通旅費55万9,000円、需用費18万7,000円、測量設計委託料が220万円、重機借り上げ料506万7,000円、町道補修材料費として603万6,000円。

いずれも10月18日から10月24日までの豪雨による災害であります。この経費につきましては、災害査定に計上できない単独災害復旧費工事として予算を計上してございます。

製糖期に合わせる予定上、緊急を要するため専決処分といたしております。

どうぞご承認いただきたく、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第43号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、同じく議案第44号、伊仙町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、同じく議案第45号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、今回の人事勧告によるもので、特別職の期末手当を現行の年間3.1ヵ月分を年間0.15ヵ月分引き下げて年間2.95ヵ月分とする条例の改正であります。

なお、附則の方でそれぞれ説明してございますけれども、6月期は既に支給済みであるため、12月期の期末手当で0.15ヵ月を引き下げるものとするものであります。

議案第46号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、職員の給与に関する条例改正でありまして、本条の改正としまして期末手当を年間0.15ヵ月分、更に勤勉手当を年間0.05ヵ月分、合わせて年間0.2ヵ月分を引き下げるという条例改正でございます。

また、中高年齢層が受ける給料月額を引き下げるための給料表の改正でもあります。

なお、附則におきまして、先ほど同様、6月期の期末・勤勉につきましては支給済みであるため、12月期の期末・勤勉において0.2ヵ月分を引き下げる改正であります。

議案第47号、伊仙町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでありますけれども、職員の不祥事による管理責任に伴う処分についてということでありまして、職員につきましては11月期において総務課長・前保健福祉課長、減給処分を行っておりますが、町長・副町長につきましては条例の改正が必要なため、その減給処分による条例の改正を計上してあります。

ご審議をよろしくをお願いいたします。

議案第48号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額48億 3,920万 3,000円に歳入歳出それぞれ 2,272万 3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億 6,192万 6,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款 9、地方交付税、補正前の額28億 9,096万 7,000円に 466万 2,000円を増額補正し、28億 9,562万 9,000円とするものであります。

款13、国庫支出金、4億 3,686万 5,000円に 608万円を増額補正し、4億 4,294万 5,000円とするものであります。

款14、県支出金、3億 5,537万円に 283万 3,000円を増額補正し、3億 5,820万 3,000円とするものであります。内容につきましては、新型インフルエンザワクチンの援助臨時補助金として79万 9,000円、それから廣力遺跡及び大セノ嶺遺跡確認事業費 203万 4,000円の計上でございます。

合わせて 283万 3,000円の計上でございます。

款15、財産収入、721万 7,000円に 200万円を増額補正し、921万 7,000円とするものであります。これは財産収入によるもので、犬田布地区の県道道路拡張に伴う犬田布公民館敷地遺跡の売り払い分の歳入でございます。

款16、寄附金10万 2,000円に 524万 8,000円を増額補正し、535万円とするものであります。

内容につきましては、指定寄附金といたしまして 280万円、更に、きばらでえ伊仙応援寄附金が 5件 244万 8,000円を計上してございます。

款19、諸収入、7,392万円に 190万円を増額補正し、7,582万円とするものであります。内容につきましては、ハブ駆除対策費40万、先ほどの犬田布公民館県道拡張に伴う工作物の補償費として 150万を計上してございます。

以上、計48億 3,920万 3,000円に 2,272万 3,000円を増額補正し、48億 6,192万 6,000円とするものであります。

7ページをお願いいたします。

総務費、目 1、一般管理費、補正前の額 3億 7,296万 9,000円に 400万円を増額補正し、3億 7,696万 9,000円とするものでありますけれども、節19の負担金補助及び交付金でありまして、公会計財務処理作成研修会負担金として50万、東犬田布集落公民館敷地購入補助金として 350万円、この金額に、350万円につきましては先ほどの財産収入の県道拡張に伴う補助、工作補償費と敷地代でございます。

目の 4、電算システム費、1,400万 3,000円に 129万 7,000円を増額補正し、1,530万円とするものであります。

資産管理台帳システム導入負担金として 129万 7,000円を計上してあります。

これは公開制度への移行のための資産管理台帳システムの導入でございます。

目の 5、きばらでえ伊仙応援基金事業費、18万円に 244万 8,000円を増額補正し、262万 8,000円とするものでありますけれども、先ほどのきばらでえ伊仙応援基金 5件ありましたので、積立を行うものであります。

目 9、企画費、7,002万 8,000円に59万円を増額補正し、7,061万 8,000円とするものであります。測量委託として7万円、用地購入費、光ファイバーの管理室用地として購入、52万円を計上してございます。

目の13、めぐる命のきゅら島創造事業費 350万円につきましては、需用費の35万円を組み替えでございませう。

項の 3、戸籍住民基本台帳費、目 1、戸籍住民基本台帳費、4,994万 8,000円から減額 330万 5,000円をし、4,664万 3,000円とするものであります。

異動によります人件費の減でございます。

款の 4、衛生費、目 2、環境衛生費、2,240万 1,000円に93万円を増額補正し、2,333万 1,000円とするものでありますけれども、報償費、ハブ買上代として70万円、ハブ咬傷療養費として23万円を計上してございます。

8ページをお願いいたします。

衛生費の目 6、予防費、999万 6,000円に 203万 9,000円を増額補正し、1,203万 5,000円とするものでありますけれども、13歳未満児に対する新型インフルエンザワクチン接種の助成金であります。

款 9、教育費、目の 2、事務局費、5,515万 7,000円に 624万円を増額補正し、6,139万 7,000円とするものであります。人事の異動による人件費並びに伊仙小学校落成式負担金、先ほどいただきました指定寄附金 280万円を計上してございます。

同じく教育費の款、社会教育費、目の 4、図書室運営費につきましては組み替えでございませう。

14、地域伝統文化総合活性化事業費、今回新設されました 621万 3,000円を計上してございませう。

共済費 1万 3,000円、事務賃金等を含めて資料整理賃金、資料調査専門賃金等を含めて 252万 8,000円、報償費として24万、旅費として費用弁償 197万 8,000円、需用費13万 8,000円、通信運搬費 1万円、測量委託料85万円を計上してございませう。

9ページをお願いいたします。

同じく社会教育費、目15、廣力遺跡及び大セノ嶺遺跡確認調査事業費として 227万 1,000円を新規に計上してございませう。

内容につきましては、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、そして使用料、重機借上等の35万 5,000円を計上してございませう。

以上、歳出合計48億 3,920万 3,000円に 2,272万 3,000円を増額補正し、48億 6,192万 6,000円とするものであります。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○水道課長（中熊俊也君）

平成22年度伊仙町簡易水道特別補正予算の3号について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額 2億 5,870万 8,000円に歳入歳出それぞれ 127万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2億 5,997万 8,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。

歳入。

款 5、諸収入、項 2、雑入、目 1、雑入、節 1、雑入、これは小島河地地区の平成22年度県営畑地総合整備事業に関わる支障物移転工事、水道管の移転工事ですが、これについての歳入でございます。

次のページをお願いします。

歳出。

款 1、水道事業費、項 3、配水給水費、目 1、配水給水費、節の15、工事請負ということで、先ほどの補償工事費の水道管移設工事、仮設工事も含めますが、小島河地地区の補償費であります。

以上です。

○社会教育課長（當 吉郎君）

先ほど提案のありました、議案第48号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）のうち、社会教育費の中の地域伝統文化総合活性化事業費と廣力遺跡及び大セノ嶺遺跡確認調査事業費について補足説明させていただきます。

まず、地域伝統文化活性化事業についてですが、伊仙町は、平成20年度より奄美市・宇検村と共同で文化財総合的把握モデル事業を推進しているところです。

モデル事業では、文化財の総合調査を通して、奄美群島遺産を設定し、奄美群島遺産の保存と活用及び奄美群島遺産を活かした歴史文化基本構想を設定することを目的としています。

なお、奄美群島遺産とは、既存の枠組による文化財だけではなく、地域住民が生活の中で大切だと感じる全ての事柄、事象、対象物を示すものです。

伊仙町では、本事業をモデル事業の延長線上に位置づけ、伊仙町遺産の価値を広く普及・啓発し、地域住民自らが伝統文化を保護・継承する意識を醸成することを目的とし、伊仙町の伝統文化について広く理解を深めてもらうため、伊仙町遺産を分かりやすく説明する解説書の作成を行うものであります。

なお、今事業は3年継続事業であり、平成22年度は事業費608万円で、主に解説書作成基礎資料収集事業を行い、平成23年度は事業費900万円で、伊仙町東部地区・中部地区の遺産記録作成事業を行い、平成24年度は事業費1,050万円で、伊仙町西部地区の遺産記録作成事業と遺産解説書及び調査報告書作成事業を行うもので、国費100%の委託事業となります。

続いて、廣力遺跡及び大セノ嶺遺跡確認調査事業は、県営畑総合整備（担い手育成型事業第1面縄2期地区）の大字面縄字廣力及び字大セノ嶺において、畑総事業実施前に埋蔵文化財の確認調査事業を行うもので、県費90%の委託事業となります。

以上、ご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから承認第12号について質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

12月1件の専決なんです、このとき179条というところの179条ということですので、議会が結果的に開かれなかった、できなかったという理由がありますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

先ほどの説明で行いましたけれども、災害が発生しました10月18日から24日、約1週間にわたっての大雨があったわけでありましてけれども、災害査定を行う箇所と同時に、査定に計上できない個々の災害を早急に復旧しなければ、製糖期に間に合わないということで、1日も早くということで一応専決処分にした次第であります。

どうかひとつ、よろしく申し上げます。

○5番（明石秀雄君）

なぜそれを聞くかと言うと、次の予算のことで、重機借り上げというのが非常に高く、専決をしてしまうと、われわれはこれを承認せざるを得ないわけですよ。

中身について触れられない。

触れてもそのまま、結局、効力を発しますので、私が今年の22年度の重機借り上げだけを積算してみますと、約2,000万くらいに近い重機借り上げの費用が出ております。

もちろん災害ですので重機も必要でしょう。

できたら、これを少なくできる、重機使用料、少なくできるような方法がないのか。

例えば役場で新しいのを買うとか、いろんな方法があると思いますが、そういうものなど、重機を例えば買ったなら節約にならないのか。

そういったところをやはり聞きたかったんですが、本当にそういった公金の節約ということ、財政的な面から見て、どんなもんかを議論したかったんですが、なにしろ専決ですので、議案はそのまま効力を持つてるとは思いますが、一応聞いてみたいと思います。

○総務課長（稲 隆仁君）

確かに議員のおっしゃるとおりであると思います。

耕地課にもミニユンボがございましてけれども、やはりそれで追いつかないというのが現実でありましてけれども、おっしゃるとおり、効率の良い借り上げと言いますか、使用にはそれぞれ職員も努力してまいりたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

ちなみに、予算のこの執行はいつから行われておりますか。

○総務課長（稲 隆仁君）

専決処分後、11月1日より行われているものと、1日、2日、そのあたりから行われていると思

ます。

○5番（明石秀雄君）

建設課長か耕地課長、いつからやったのは正確に答えて。

○建設課長（上木千恵造君）

この専決処分していただいた予算につきましては、12月1日付きですので、12月1日以降、使用してございます。

11月1日ですね。

その他、通行止めでどうしても、喜念地区ですけれども、通行止めでどうしても通れない所がありました。

その部分につきましては既存の補修費を利用いたしまして、一部直しをしてございます。

専決処分の分については、専決処分以降ということです。

○耕地課長（大山秀光君）

お答えします。

耕地課では今、ミニコンボ、2tダンプを使用しておりますけれども、これで対応できるものは、もう11月1日以前にはそれで対応しております。

予算の執行ということでございますが、11月2日以降にやっております。

○5番（明石秀雄君）

災害は別にいつから、起きたときからすぐ早急にすべきですが、予算を組んだときは、その以降でなければ使えないわけですね。

それで、なぜかと言うと、この専決が今月は議会が予定されていたわけです。

議会を前にするかしてやれば、こういった問題も議論してできたのかなと思っているのですが、客観的なこの専決が本当に179条を適用すべきだったのかなと私は考えているわけです。

○総務課長（稲 隆仁君）

先ほどもご説明しましたとおり、災害で急であったということにつきまして、それともう1点は、そのときに緊急に臨時議会が開こうと思えば開けたのではなかったのかというご意見でありますけれども、その後すぐに人事の給料改定が、どうしても11月いっぱい、12月1日以前にしなければいけないということで、先に専決をし、ちょっと安易なところがあったかも分かりませんが、災害だけを先に専決をいたし、そして人勸を今回の臨時議会という取り計いをしたところであります。

ご理解、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

この予算の中で、人夫賃金、それから原材料費、もちろん重機の借り上げもですが、査定費の中でそれだけの人夫賃金、また補修材料費があるのかどうかなんです。

これは下の災害、公共土木の施設災害復旧費の2の所も同じですが、その積算がある程度分かれば、どれくらいで何日くらい査定費用にかかりますよというのをご説明ください。

○総務課長（稲 隆仁君）

災害の査定が、査定対象となるものが、今のところ河川 2件と、そして道路 7件、これは建設課サイドでありますけれども、耕地課サイドで 6件の 3,500万と査定がありますけれども、災害の場合、査定を受けるまでの準備、伐採、そして測量等はですね、単独費となっておる関係上、また、先ほども申しましたとおり、この災害査定に計上できない単独的なもの、小規模を含めて単独で復旧しなければならない箇所等についての費用ということで計上してあります。

○5番（明石秀雄君）

旅費55万 9,000円というのは、単独だからという。

55万というか、鹿児島は何回、10回くらいじゃない。

○総務課長（稲 隆仁君）

災害につきましてはですね、現地査定後、鹿児島県のまとめて集合という形で査定を受けるわけがありますけれども、それが鹿児島県本土で行われるという関係上、3名の 2回、そして大島地区、耕地課サイドでありますけれども、55万 9,000円というものにつきましては工法協議、災害査定の方協議がございまして、それで若干上がっておりますけれども、その分の旅費ということで計上してあります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの質疑に関連してなんですけれども、査定を一般財源で組んであるわけなんですけれども、この査定は、いつ頃、結論が出されて、工事発注はいつ頃になる予定なのか、伺います。

○建設課長（上木千恵造君）

公共土木、国交省関係につきましては、12月13日から17日の週に査定を今のところ予定されてございます。

工事請負につきましては、この査定を12月補正をお願いいたしまして、工事につきましては 1月から 3月にかけてだと思えます。

一部、大きな工事につきましては繰越事業になるかと思えます。

○13番（美島盛秀君）

製糖期間中でもありますし、今年は 3月一杯で製糖も終了という話も、4月とか前後で終了という話も聞いておりますので、そういうことも勘案して、工事がスムーズに進むようお願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

12番、上木でございます。

この今度の災害というのは大体どういうふうな所に災害が起きているのか。それについて。

○耕地課長（大山秀光君）

耕地課の方は数が小さいのから大きい、数が多くて60件近くあります。

ほとんどが、路肩、土砂流出による側溝の詰まり、あと畦畔の崩れ等が多くあります。

以上です。

○建設課長（上木千恵造君）

公共土木災につきましては、今、国に申請して査定を受ける部分が、河川が 2件、道路が 7件、金額にして河川が 2,000万程度、道路が 7件で 2,700万程度、合計で 4,700万を現在のところ査定を受ける事件数対象として申請してございます。

その他、査定に上らない地区が22ヵ所ほどありまして、この補修費といたしまして 1,700万の補修工事をお願いしているところでございます。

○12番（上木 勲君）

何か、この雨でよく耕していると、畑の土などが全部流れてしまうとかいうお話も聞いたんですが、そういう所もこれでは対応できるようなあれをやっとるわけですか。

○耕地課長（大山秀光君）

土砂流出、基本的には個人でやるものです。

もちろん事業を執行している所は農地水等で対応でやっていることはございます。

○12番（上木 勲君）

そうすると、全然、流れた土、そういう所は災害は適用されないということですか。

○耕地課長（大山秀光君）

災害が適用されないということじゃなくて、土砂流出の場合、それが道路に出た場合はもちろん除去いたします。

また、2人以上の地権者の方の場合は、もちろん、この予算等で対応していくところでございます。

○12番（上木 勲君）

次に、私は勉強していかんにやならんと思いますけれども、個人では、そういう客土とか、何かそういう対応があるんじゃないかと思ったりするんですけども、そういうような所を対応できるあれはないんですか。

○議長（常 隆之君）

上木君、質問をもう 1回どうぞ。

○12番（上木 勲君）

この今回の災害で、土が流れたとか、流れてどういうふうな後、畑を復元できないとか、そういうところの対応はね、できるあれはないんですか。そういう事業は。

○耕地課長（大山秀光君）

事業の前に、今、徳之島土砂流出対策協議会というのがございます。

この中で現地を見て、安全、また畦畔に土のうを置いたり、また、最近ではススキを植えたり、また、それをやって赤土を流出しないように緑肥を植えるとか、そういう進めるような活動はしてございます。

○12番（上木 勲君）

次に、この設計委託料が出ているようなんですけれども、これは今後、業者に委託するということになるわけですが、これは役場の建設課あたりで対応するとか、そういうことはできないものですかということをお聞き。

○建設課長（上木千恵造君）

役場でも幾分かできますけれども、今回、集中的に件数が多いために、徳之島 3町ともですけれども、3町ともそれぞれ測量会社に委託しているようでございます。これにつきましては。

役場の職員のできる範囲がどうしても少ないということで、委託をせざるを得ない状況でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第12号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第12号について採決します。

お諮りします。

承認第12号について、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

これから議案第43号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

これから議案第44号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、伊仙町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

これから議案第45号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、伊仙町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

これから議案第46号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第46号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号について採決をします。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午後 2時31分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第47号に対しては、美島君他12人から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○13番（美島盛秀君）

前もって議長に修正案を提出してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番（美島盛秀君）

議案第47号、伊仙町長等の給与等の特例に関する条例の制定に対する修正案の説明をいたします。

議案第47号、伊仙町長等の給与等の特例に関する条例の一部を次のとおり修正する。

給与第1条中、「平成22年12月給与に限り」を「平成22年12月から3ヵ月間の給与に限り」に改める。

第2条中、「平成22年12月給与に限り」を「平成22年12月から3ヵ月間の給与に限り」に改める。

附則、この条例の執行、第2項中、「平成22年12月31日」を「平成23年2月28日」に改める。

以上です。

○議長（常 隆之君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず原案賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

次に、原案賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

なしと認めます。

次に、修正案賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。

まず、本案に対する美島君他12人から提出された修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決をします。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

これから議案第48号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねします。

8ページ。8ページの教育費の2の事務局費の19の負担金、伊仙小学校落成式負担金が280万円計上されておりますけれども、事業の内容をご説明をお願いをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この280万、伊仙小学校落成式負担金ということで補助金でありますけれども、歳入の方でご説明申し上げましたとおり、指定寄附になってございますので、そのまま補助金として伊仙小学校の方に交付するものであります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

8ページ。9の教育費、社会教育費の14、地域伝統文化総合活性化事業費の新しい事業でありますけれども、説明のときにちょっと聞き漏らしがありまして、23年度から25年の継続事業ということを知ったんですけれども、それでよろしいですか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

22年度に採択を受けておりますので、22年度から24年度までの3年継続となります。

○13番（美島盛秀君）

それで22年度、この予算が執行されますと、今からこの事業を進めて、22・23・24年度まで3年間、事業を進めるということでもありますけれども、その予算の内容ですけれども、9の旅費197万8,000円、旅費がだいぶあるんですけど、これ、使い方、内容をどのような事業で内容で進めているのか、説明をお願いいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

この地域伝統文化活性化事業を進めるにあたって、活性化委員会というのを設定する予定にしております。

この活性化委員会のメンバーなんですけど、考古学やら、あるいは生活文化、あるいは伝統芸能、あるいは民俗学等の専門の皆さん、つまり例えば熊本大学であったり東京大学であったり琉球大学であったり、国立民俗学博物館の先生等とって全国から、11名の委員の皆さんを2回に分けて、1回目は指導助言をしていただき、2回目はそれを総まとめをするということで、その活性化委員会を2回設ける関係上、全国の方から伊仙町の方に来ていただくということでありまして、その例えば北海道から伊仙、あるいは東京から伊仙、あるいは大阪から伊仙、あるいは熊本から伊仙、あるいは鹿児島から伊仙、あるいは沖縄から伊仙という形で、伊仙町の方にお越ししていただくということで旅費等が197万8,000円に上っております。

○13番（美島盛秀君）

そうしますと、この伊仙町の、あるいは奄美、あるいは宇検村、その1市2町のこの連携の事業推進だと思えますけれども、例えばこの予算でありますと、伊仙町だけの621万3,000円、この予算の中の賃金で、そういうよその所から伊仙町に呼んで、ここで助言をしていただく、指導をしていただくということなんですけれども、そうしますと、この地元の民謡とか文化、そういう遺産について知らない人が伊仙町へ来て、できますかね。

その内容は、活性化委員会ですか、その内容について、もうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今朝ほど、一応補足説明をさせていただいたんですが、まず、今、推進をしております奄美市と宇検村と伊仙町と共同で進めております文化財の総合的把握モデル事業というのは、あくまでも奄美全体のいろんな文化的、あるいは生活、埋蔵文化だと、そういった文化的な遺産を把握するという事

で進めている事業でございます、今回、伊仙町が、これは伊仙町だけの活性化事業でありまして、今年度から進めるのは、あくまでも伊仙町の文化的な、あるいは埋蔵文化であったり民俗学であったり、伊仙町に存在する全ての遺産を今後活用していくために、最終的には解説書ですね、伊仙町の文化的な遺産の解説書を作成するという目的でありまして、あくまでも対象は伊仙町内の文化的な、民俗学的な、いろんな遺産等を多くの皆さんに知っていくために解説書を作りあげていくということでありまして、それにはやはり民俗学とか考古学とか、そういった先生の指導・助言を仰がないと、伊仙町内の例えば役場の職員だけでは、そういった専門的な解説書なるものができるらないということで、専門的な立場から、全国のそういった民俗学であったり考古学であったり、もう研究をなさっている先生方をお招きするという形になります。

○13番（美島盛秀君）

活性化委員ですから、私はこういう地元の伊仙町の文化、そういう遺産、それを伊仙町の歴史を勉強している人達、そういう人達が何人かいらっしゃいますので、そういう人達を委員にして、例えば田植え文化を内山さおりさんという子が伝承していこうというようなことなどをやったり、木之香のモチタボレ芸能とか、あるいは面縄のションマイカといろんなのがあるわけなんですけども、そういうのは、中から委員を出して、その伊仙町内のそういうのを伝承していくと、文化遺産を残していく、そういう内容とは違うんですかね。

私の考えはそう思っているんですけども。

○社会教育課長（當 吉郎君）

あくまでも専門委員は各大学の専門家の先生でありますけれども、地元の方からも10名程度、専門的な知識のある方、そういう人達を委員にする予定にしております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ、これは大事なことでありますので、わが町の伝統文化、これを検証していくという意味では大きな利益はあると思いますので、これから、この予算を認めた12月からは事業が進められるわけですので、あと残されたところ 3月まで期間も短かいです。

しっかりと、そういうのをまとめていけるように努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質問はありませんか。

○12番（上木 勲君）

この款 2、総務費の歳出の 7ページのあれなんですけども、東犬田布のこの集落公民館敷地購入の補助金等でございますけれども、これは中身はあまり詳しく、公民館を造るということであろうと思うわけですが、これはそこら辺の敷地をいくらか知りませんが、とにかくいくらぐらい買って、そして、どういうふうな建物を造る、どういう形で、どこが、いわゆるその建物を造ってするのか、その辺のことについて、詳しくちょっと知りたいと思います。

○総務課長（稲 隆仁君）

この 350万円の補助金につきましては、ご説明申し上げましたとおり、県道拡張に伴う補償費、工作物補償と用地費ということでありますけれども、なぜこれが東犬田布集落の公民館敷地の購入補助金として充てられているかということでありますけれども、当該敷地が平成11年、町の方に集落の方から寄贈をなされて、そして建てられているという関係上、今回、県道拡張で移転・移設するわけでありますけれども、今の敷地状況で狭いということで、隣地を購入したいということでありましたので、敷地購入金として補助金を歳出に計上した次第であります。

○12番（上木 勲君）

この敷地、前のは解体をして新しく造るとか、そういうことじゃなくて、敷地をいわゆる新たに購入すると。それだけのあれですか。

分かりました。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第48号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成22年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これから議案第49号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成22年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第 3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年度第 3回伊仙町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉 会 午後 2時50分

地方自治法第 123条第 2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 琉 理 人

伊仙町議会議員 上 木 勲